

## 令和4年度第2回愛知県子ども・子育て会議 議事録

### 1 日時

令和5年3月27日（月）午前10時から午前11時30分まで

### 2 開催

愛知県自治センター6階 第602-第603会議室

### 3 出席者

委員総数21名中18名

（出席委員）

赤田由起江委員、宇佐美由紀委員、折口由美委員、北村信人委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、杉浦ますみ委員、中井恵美委員、永田千佳委員、中屋浩二委員、福上道則委員、松岡明範委員、水野真由委員、森田由紀子委員、山本チヨエ委員、山本理絵委員、横山茂美委員

（事務局）

子ども家庭推進監、児童家庭課長、子育て支援課長 ほか

### 4 議事等

（子育て支援課 大谷課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第2回愛知県子ども・子育て会議」を開催させていただきます。

私は、子育て支援課の大谷と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御参加くださいます、誠にありがとうございます。

恐れ入りますが、ここから着座にて失礼いたします。

それでは開会に当たりまして、緒方子ども家庭推進監から御挨拶を申し上げます。

（緒方子ども家庭推進監）

皆さんおはようございます。

愛知県福祉局子ども家庭推進監の緒方でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は御多忙の中、今年度2回目となります、愛知県子ども・子育て会議に御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、皆様も御案内のとおりであります。厚生労働省が2月28日に発表いたしました、人口動態統計速報におきまして、昨年1年間に生まれた子どもの数は、速報値でございますが、79万9,728人となり、統計開始以降、初めて80万人を下回り、少子化が一層進む結果となっております。

こうした中、国におきましては、「児童手当を中心とした経済的支援の強化」「幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化」「働き方改革とそれを支える制度の充実」の3つの基本的な方向に沿って検討が進められておりまして、今月の末に具体策のたたき台が示される見込みとなっております。

また、6月までには、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠が提示される予定でございます。

今後、本県といたしましても、引き続き情報収集に努め、的確に対応してまいりたいと考えております。

本日の会議におきましては、議事が1件、報告事項が1件となっております。

議事のはぐみんプランの中間見直しにつきましては、先月、委員の皆様方に見直し素案について御意見をお伺いしたところでございますが、本日はその結果を踏まえ、事務局で取りまとめました最終案について、御審議をいただきたいと存じます。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜り、本日の会議が実りある会議となりますようお願いを申し上げます。以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

#### **(子育て支援課 大谷課長補佐)**

次に、委員の皆様のお紹介でございますが、お手元に委員名簿をお配りしておりますので、御紹介にかえさせていただきますと存じます。

なお、本日、愛知県私立幼稚園PTA連合協議会の遠藤委員、愛知県医師会の小出委員、愛知県国立公立幼稚園・こども園長会の竹内委員につきましては、所用により御欠席との御連絡をいただいております。

本日の会議は18名の委員の皆様にご出席いただきますことを御報告いたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきますと存じます。

まず、A4判で、次第、委員名簿、配席図。

それからA3判で資料1-1「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについて、資料1-2「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しの内容、資料1-3 中間見直し素案に関する意見・質問及びその回答、資料2「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直し新旧対照表、資料3 社会的養護下にある子どもの権利擁護についてです。

最後に、A4判で参考資料といたしまして、愛知県社会福祉審議会関係例規でございます。

不足等がございましたら、お申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは、進行させていただきます。

次に、当会議の運営に関する事項について、御説明申し上げます。

この会議は、「愛知県社会福祉審議会規程」第9条第3項のただし書きの要件に当たらないため、同条第4項により、原則どおり公開としております。

3月13日月曜日から県のホームページで、会議の開催のお知らせをしており、本日は傍聴の方が1名いらっしゃいますので、御報告いたします。

傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

#### **(後藤会長)**

おはようございます。

年度末のお忙しい中、たくさんの皆様に御参加いただき、ありがとうございます。

本日は、11時半終了を目途に会議を進行したいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、「愛知県社会福祉審議会規程」第9条第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。

議事録署名人には、宇佐美委員と折口委員をお願いしたいと存じます。

よろしいでしょうか。

(了承)

よろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事でございますけれども、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日の議事、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

#### **(子育て支援課 横井課長)**

子育て支援課長の横井でございます。

私からは本日の議題、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについて御説明をさせていただきます。

失礼しまして、ここから座って説明させていただきます。

中間見直しの内容につきましては、資料1-1及び資料1-2により御説明をさせていただきます。

資料2につきましては、中間見直し案の新旧対照表でございますので、適宜、御参照いただければと思います。

それでは資料1-1の1ページを御覧ください。

こちらは、前回11月の第1回会議の時にお配りしたものでございますが、今回、オレンジ色の囲みのところを追記しております。この内容について、本日、御説明させていただきます。

見直しの概要でございますけれども、繰り返しになりますが、改めて確認させていただきます。まず、資料1-1の1ページの右側(1)基本施策9のところでございます。

保育の受け皿拡充と保育人材の確保におきまして、基本施策9の別表の子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項における教育・保育の量の見込み、確保方策の表など、及び別表以外の必要部分の見直しを行うものでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

左上の(2)基本施策16 社会的養育の体制整備におきましては、2024年4月に施行されます、改正児童福祉法に対応するため、社会的養護下にある子どもの意見表明等の仕組みの整備など、新たに都道府県業務として位置付けられた項目について見直しを行います。

左側中段の3. その他見直し事項では、ヤングケアラー及びその家族への支援について、2022年3月に公表しました「愛知県ヤングケアラー実態調査」の結果を踏まえまして、ヤングケアラーとその家族を社会全体で支えていくため、2022年度から新たにヤングケアラー支援事業を実施していることから取組の追加を行います。

以上を踏まえまして、事前に委員の皆様方に具体的な改定内容を郵送でお示しし、御意見を賜りました。ここで改めて、それを踏まえまして、計画の具体的な見直し内容について御説明をさせていただきます。

次の資料の1-2の1ページを御覧ください。

それぞれ、左側の青いところがございますように、各見直し内容ごとに見直しの方向性、見直しの内容、見直しのポイントというように記載がございますので、これに沿って御説明をさせていただきます。

始めに、別表の部分でございます。基本施策9の別表でございますが、これは子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項についてでございます。真ん中の表のところを御覧ください。

愛知県内の市町村子ども・子育て支援事業計画で定める1号認定から3号認定の量の見込みと確保方策の積み上げ値を示したものでございます。各号の説明につきましては、右下に記載しておりますが、1号認定というのは3歳以上で教育を希望する場合、2号認定は3歳以上で保育が必要な場合、3号認定は3歳未満で保育が必要な場合というようになってございます。

各号の見直し状況につきましては、左下見直しのポイントを御覧ください。

まず、1号認定についてでございますが、現行の計画につきましては、子どもの数の減少を前提とし、量の見込みは5年で4,465人減少する計画としておりましたが、今回の中間見直しでは、子どもの数のさらなる減少及び2号認定の利用希望増を踏ま

え、量の見込みは5年で1万4,403人減少とし、現行計画よりも9,938人の下方修正となっております。

2号認定でございますが、こちらは量の見込みが、5年間で5,377人減少する計画としておりましたが、中間見直しでは、女性の就業率向上や保育認定の実績等を踏まえ、量の見込みは5年間で4,826人減少とし、現行計画よりも551人の上方修正になってございます。

続きまして、3号認定でございます。こちらは現行計画では、子どもの数の減少を前提としておりますが、女性の就業率向上、或いは保育ニーズの増加を考慮いたしまして、量の見込みは3,798人増加する計画としておりました。中間見直しでは、やはり子どもの数の減少といったことを踏まえまして、量の見込みは5年で941人の増加ということで、現行計画よりも2,857人の下方修正となっております。

各市町村の見直し数値につきましては、後ろの方でございます、資料2の新旧対照表の3ページ以降に記載がございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続きまして、資料を1枚おめくりください。

こちらは別表の子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項でございます。

認定こども園についてでございますが、こちらにつきましては、設置意向について各市町村の子ども・子育て支援事業計画に反映をしているところでございますが、認定こども園への移行調査における市町村計画の積み上げとしております。それを県の計画数値というようにしておまして、それを踏まえて見直しを行っております。

下段の見直しのポイントを御覧ください。

これは政令・中核市を除いた数値となりますけれども、2023年度は計6箇所が計7箇所。そして、2024年度は計4箇所が計6箇所というように増加しております。この点に関して、設置目標数の見直しを行います。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

こちらは「基本施策8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実」及び「基本施策9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保」に国の政策動向等を踏まえまして、今後の取組の追加を行います。

資料下段の見直しのポイントを御覧ください。

令和4年度から新たに実施されております、「妊娠・子育て世帯への伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金」の取組につきましては、実施主体であります市町村に対し、国とともに、県は市町村を支援していることから、取組の追加を行います。

また、令和4年10月にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が政府として取りまとめられたことから、国とともに、県は民間保育施設の送迎用バスへの安全装置導入を支援しておりますことから、取組の追加を行います。

1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。

「基本施策16 社会的養育の体制整備」に2024年4月に施行されます、改正児童福祉法に対応するため、社会的養護下にある子どもの意見表明等の仕組みの整備など、

新たに都道府県業務として位置付けられました項目について、取組の追加を行います。

資料下段の見直しのポイントを御覧ください。

児童養護施設に入所している児童や里親に委託されている児童など、社会的養護下にある児童の意見を受けとめ、適切な支援を図るための仕組みの構築に着手してまいります。

また、児童養護施設の退所者等に対する児童自立生活援助事業の年齢要件等が弾力化されることを踏まえまして、社会的養護経験者、いわゆるケアリーバーの自立支援の充実を図ってまいります。

なお、この点につきまして、中間見直し素案におきまして、委員の方から御意見をいただきましたので、一つ目の今後の取組のところでございます。ここの表現を、若干修正させていただいております。子どもの権利を守る仕組みの構築を進めるといったところで、少し丁寧な表現をさせていただいておりますので御了承ください。

それでは、1枚おめくりをいただきまして、5ページを御覧ください。

ヤングケアラー及びその家族への支援につきまして、2022年3月に公表いたしました「愛知県ヤングケアラー実態調査」の内容を踏まえまして、2022年度から新たにヤングケアラー支援事業を実施しているところでございます。この点につきまして、取組の追加を行います。

見直しの内容を御覧ください。

基本施策11でございますが、現行は子どもの貧困・ひとり親家庭への支援となっております。この項目は、困難な状況にある子どもやその家族への支援を行っている基本施策でありますことから、中間見直しにおきまして、ヤングケアラーへの支援をこの項目に追加することといたします。

また、ヤングケアラーは新しい分野の取組でございますので、「現状と課題」「取組の方向性」「今後の取組」を新規で追加しております。合わせて、基本施策の題名にもヤングケアラーといった形で追記をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、6ページの今後の取組の方向性でございます。

ヤングケアラーを社会全体で支えていくため、市町村と協働して、ヤングケアラーに関する理解の促進や、支援体制の整備に取り組んでまいります。

資料1-3を御覧ください。

2月にですね、各委員の皆様方に見直し素案という形で意見照会を出させていただいたものでございます。その時にいただいた御意見、それから、それに対する回答を紹介させていただいております。

ちょっと時間の関係がございまして、ここで読み上げを行いませんが、2ページの一番下のところです。

先ほど御紹介いたしましたように、御意見を踏まえまして、若干見直し案の表現の方を変えさせていただいております。

その下は、資料2でございます。こちらは新旧対照表になっておりますので、また御参照していただければと思います。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。

本日の会議で御審議をいただきまして、御了承いただきまして、3月31日に改定版の公表を予定しております。

以上で「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについての説明を終了いたします。

**(後藤会長)**

どうもありがとうございました。

11月の会議の時に皆様に御意見いただき、2月には見直し案についても、さらに御意見をいただきました。そして、最終案を本日御説明いただいたという流れでございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。

それでは北村委員さん、お願いいたします。

**(北村委員)**

資料1-2にヤングケアラーに関して検討と書いてありますが、具体的にどんな検討をするのか、どういうスケジュールで行うのか、その辺りをお知らせいただけたらありがたいです。

**(児童家庭課 吉田課長)**

児童家庭課長でございます。

すいません。今おっしゃられた件に関しまして、大変恐縮ですが、どの部分となりますか。

**(北村委員)**

5、6ページ目に支援体制の整備に取り組みますと書いてありますが、どういう形で進める予定なんでしょうか。スケジュールも含めまして。

**(児童家庭課 吉田課長)**

児童家庭課長の吉田と申します。

2021年度に実施をいたしました、愛知県ヤングケアラー実態調査の結果を2022年3月に公表させていただきました。

それから今に至るまで、愛知県では、シンポジウムの開催であるとか、この12月から1月に小学校5年生から高校3年生までの約54万人のお子さんにヤングケアラーについての8ページぐらいの小冊子をお配りさせていただきました。

これが小学生版と中高生版という形で分かれており、ヤングケアラーについての正しい理解であるとか、或いは、ヤングケアラーの一つの課題として、なかなか表面化

をしにくい、家族の問題のため外に出てこないという課題がございますので、苦しかったら、辛かったら相談していいんだよというようなメッセージを8ページの中で作成したものをお配りさせていただきました。

これは、きちんと社会に対して啓発をして、それで子どもたちが必要に応じて自覚を持っていただいて、本当に困ったことがあれば相談をしていただく。正しい理解と見つけて支援をするというような位置付けで整理し、取組を進めさせていただけるものでございます。

それから、ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーの子どもたち、或いはその家庭を含めて、地域、お住まいになっている市町村での取組が大変重要になってまいります。今年度から、市町村モデル事業ということで、ヤングケアラーの発見・把握から、相談支援、相談プラスアルファとして家事支援などをモデル事業の中でやっております。具体的には豊橋市、大府市、春日井市、この3市にモデル事業をお願いをいたしまして、今年度の途中から、来年度、再来年度、要は約3年かけて、具体的な取組、例を申しあげますと、SNSを使った相談であったり、モデル校を決めて、アウトリーチとして、福祉の方からその学校に出向いて相談を受け付けること。また、先ほど申し上げた家事支援の取組などがあります。ただ、その家事支援をするだけではなく、そのお子さんたちに一緒に家事をやってもらって、家事のスキルアップをさせる、エンパワーメントという言い方を我々はしておりますけれども、家事能力を高めてもらうというようなことも含めて、モデル的にやっていきたいと考えております。

その約2年半の間の成果を踏まえまして、中には、なかなか難しい成功しない取組もあるかもしれませんが、特に効果が期待できる取組については、県内他の市町村にも好事例として展開をしていけるような形で進めてまいりたいと考えております。

#### (北村委員)

ありがとうございます。

ソーシャルワーカーは使わないのでしょうか。

あと、3年もやっていると大丈夫ですか。その間にトラブルが起きませんか。

もう一つが、相談相手と言っておりますが、誰に相談するのでしょうか。

#### (児童家庭課 吉田課長)

まず、ヤングケアラーの場合は、ヤングケアラーコーディネーターを国の方が補助事業として作り、各市町村への配置を促しております。

今の3市については、ヤングケアラーコーディネーターを今年度から配置しております。もちろんコーディネーターだけではなく、各市にいるソーシャルワーカーさんも含めて、学校のスクールソーシャルワーカーさんも関わりながら、支援をしていくという形になります。

それから、3年もというお話ですが、なかなか長い時間というようにとらえられる



かもしれませんが、やはりトライアンドエラーということで色々検証することが必要であり、随時、他の市町村に情報提供しながら、進めてまいりたいと考えております。

相談相手という話ですが、パンフレットでも各市町村の児童、福祉の窓口であったり、児童相談所の相談電話であったり、なかなか子どもたちがすぐアクセスできるかという難しい問題があるかと思いますが、市町村モデル事業の中でも、子どもが相談しやすい環境づくりということで、例えば児童館であるとか、先ほど申し上げた学校も含めて、色々な相談のチャンネルを試しながら、どういったところが子ども達が相談をしやすいのかということも、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

#### (北村委員)

あと一つだけ良いでしょうか。

そういう子たちは、今までも自分で言えないということが大問題で、申請型の今の行政のスタイルでは出てこないと思います。

やはり、こちらから行くこと、これまでは小学校で家庭訪問があつて、家庭状況の確認ができましたが、コロナ禍でできないという話もあり、ちょっと消極的になってしまっています。そんな形であぶり出しが本当にちゃんとできるかが疑問です。

また、先ほどのヤングケアラーコーディネーターは資格とか何かあるのでしょうか。社会福祉士とか社会の制度が分かった人がやるということになっておりますか。

#### (児童家庭課 吉田課長)

先に資格の話ですが、具体的にヤングケアラーコーディネーターでこういう資格がなければいけないという要件が定まっておられません。もちろん社会福祉士さんであったり、スクールソーシャルワーカー的なことのある方など、そういった適任者を今、各市町村の方で募集しながら採用していると伺っております。

それから、そもそも相談に繋げることが難しいというお話があつたかと思いますが、まさにこのヤングケアラーの一つの大きな課題であろうかと思えます。

先ほど少し申し上げましたが、福祉の方から学校の方にアプローチをしていくということも、実践していきたいと思っております。

少し話が逸れるかもしれませんが、ヤングケアラーというものがだいぶ社会全般に浸透してきている中で、例えばMSW（医療ソーシャルワーカー）さんであるとか、そういったところでもヤングケアラーではないかとか、そういった視点で、周りの大人が子どもたちを見てくれるようになったと考えております。

MSWさんだけではなく、様々な高齢施設やケアマネさんなどでも、子どもの相談を促すプラスアルファや両輪となり得ます。周りの大人がしっかりとそういう視点を持って、子どもたちを見て、困難な状況にないかどうか、そういったところを見ていくことも重要かと思えます。

ヤングケアラー支援ということで、無理やり、虐待のように介入していくという形ではなく、本人、家族の希望や意思を尊重しながら行っていくことが大事だと思っておりますので、そういった形で、現在進めさせていただいております。

**(後藤会長)**

どうもありがとうございました。

他の委員の皆様で、何か御確認されたいことはありますでしょうか。

では、中井委員、お願いいたします。

**(中井委員)**

引き続き、ヤングケアラーのことで教えていただきたいと思います。

なかなか、本当に難しい課題ですので、順番にこれから色々なことを整備されていくのだと思います。

何か相談をする際に、どの課題もそうだと思いますが、本人が相談をしようと思うまでには、自分が困っているという自覚、相手に打ち明けてもいいと思える相手との信頼関係、相談した後に何とかしてくれる見通しの3つが揃わないと、相談事業は成立しないと思っております。

これから、その3市で様々なことをされていく中で、ヤングケアラーの方が相談に至ったとして、困っていることをどう解決するかのリソースを増やしていくことがとても大事だと思います。結局、相談をして、大変だねと聞いてくれるけれども、それで具体的に彼らの生活状況が改善しないということになると、相談しても無駄だということになってしまいます。ヤングケアラーが生まれるような家庭というのは、本当に複合的な困りごとを抱えていらっしゃる家庭だと思います。

先ほども委員がおっしゃられましたが、申請式の今の福祉制度の中では、例えば学習支援の申し込みですら、家庭に申請書を読み込んで、必要事項を書き込む能力がない場合があります。

だから、学習支援にもなかなか繋がっていかないです。

そういう子をどうやってフォローしていくのかと言うと、不登校も増えているところですが、学校の中に先生ではなく、支援できる人たちが常にいて、日常的な関わりの中から、相談室に来るのを待つのではなく、楽しいことを子どもたちと一緒にしながら、身近な存在であるということがとても大事だと思います。

ですので、解決策を増やす人を県として支援してほしいと思います。また、その3市のモデル事業に対しても、もう少し踏み込んだ支援をされるといいなと思っております。

最後におっしゃられた、無理やりな介入ではなく、本人の希望ということも、大事だと思いますが、なかなか困っている人は自分の希望が叶うと思っていないので、希望が口に出せないんですよね。基本的には、自分が悪いとか、自分で何とかしなくちゃって思ってる人たちにどうしていくのかというところで、同じもの使うことは難し

いかかもしれませんが、アドボカシーなど子どもの味方となって、一緒に考えてくれる大人の養成をしていただけたら良いと思います。

もちろん市町村が実施主体ということは分かっておりますが、市町村の方も余力がない中で、県として、そういう人づくりにも力を入れていただけると良いなと思います。

**(児童家庭課 吉田課長)**

ありがとうございます。

やはり、非常に難しい問題だと認識をしております。

まず、リソースというお話がありましたが、このヤングケアラー支援というのは、まだ家庭に福祉サービスが届いていないというケースも非常に多いと思っております。お父さんやお母さんが例えば、介護ケアが必要な状況であれば、子どもが福祉サービスを利用できるのかという部分です。

見つける、把握するという部分についての課題はもちろんですが、把握した後においては、多機関連携の中で、各機関が自分の機関ではどこまでの役割を果たせるのかをきちんと認識し合いながら、一方で、どこかが責任を持つところだというキーパーソンの様なものを定めて支援していくということが大事だと思います。

そういったことを市町村さんとも意見交換しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、マンパワーのところですが、愛知県の方でもマンパワーの支援ということで、この3月4日、5日に市町村さんの方で、ヤングケアラー同士のいわゆるコミュニティサロンを3市を中心にやっていただく中で、コミュニティサロンをリードできる人として、元ヤングケアラーのピアサポーターを養成させていただこうということで研修をさせていただきました。

主に35歳以下の年齢の近い、話しやすい方として、32の方が参加していただき、2日間かけて行われ、若い世代の方が多いものですから明るい雰囲気となりました。後で、アンケートを見させていただきましたら、その方々は元ヤングケアラーでありまして、実はその場が元ヤングケアラーの方のサロンになって、結果として自分の体験を話し合うことができ、非常に良い機会になったとありました。

こういった人材を市町村の方にも御活用いただきながら、ヤングケアラー支援を一步一步進めてまいりたいと考えております。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

新しい分野ですので、色々、御意見いただいたと思います。

他にいかがでしょうか。

**(北村委員)**

今の取組はすごく良いと思いますが、ヤングケアラーは実はネグレクトなんですよ。虐待されているのと一緒になんですよね。そこの認識を持ってもらいたい。

早急にしなければいけないということが、この計画から少し外れているかなという感じが少しします。

それと市町村に任せるとおっしゃいますが、市町村の差はすごくあります。保育の関係だけでも、市町村によって取り組み方が全然違う。市長さんによっても違うのかもしれないですが、ヤングケアラーに置かれてる子たちが虐待だという認識を持つべきじゃないかなと思います。

#### (児童家庭課 吉田課長)

非常に議論のあるところだと思います。

もちろんヤングケアラーの中には、いわゆるネグレクトのケースというのも当然含まれていると思います。それは、ヤングケアラー支援という枠組みと同時に、児童相談所の方がネグレクトのケースとして、場合によっては、介入をしっかりしていくところかと思っています。

一方で、ヤングケアラーというのは、例えば、お母さんが肉体的な病気であったり、精神疾患であったり、その子どもたちはそのお母さんのことが心配で、色々な意見があると思いますが、お母さんのことを大好きで、きちんと世話をしたい。そのような思いでケアをされている方も中にはいらっしゃいます。

それは、放っておけばいいということでは全然ございませんが、それをネグレクトというように位置付けてしまって良いのかどうかということは、我々としても非常に頭を悩ますところではございます。

#### (後藤会長)

どうもありがとうございました。

ヤングケアラーについては、皆さん御意見は尽きないかというように思います。

おそらく、今後、ヤングケアラーの実態が分かってくる、類型化されたり、正しいアセスメントの手法もこれから開発されていくのではないかと思いますので、引き続き、皆様からも御意見をお寄せいただければと思います。

他に御意見はございますでしょうか。

では、中井委員どうぞ。

#### (中井委員)

伴走型相談支援のところで、事前に質問をあげさせていただきました。

回答として、県としては伴走型の相談支援が円滑に実施されるよう、市町村保健師等に対して面接相談技術の習得や先進的な取組事例の紹介、効果的な支援プランの策定など、職員の技術や資質向上を図る研修等を実施していきますというお答えをしておりますが、伴走型の相談支援という、単語に対して、県としてどのようなものが伴

走型と言えると思っていらっしゃるか教えていただいても良いですか。

**(子育て支援課 入木担当課長)**

子育て支援課担当課長の入木と申します。

こちらの伴走型相談支援という表現ですが、もともとの国の制度設計で言いますと、伴走型相談支援として、母子保健であったり、子育て支援センターなどの相談支援ができる場所にお母さんたちをつなぐために経済的支援をセットでやっていこうという発想がございます。

伴走型相談支援として、声かけの方法などにつきましても、どこまでを相談支援の範囲にしていくかということは、これからの課題になることとだと認識をしております。アウトリーチの支援の方法につきましては、実施主体となりますそれぞれの市町村によって様々でございますので、先進的事例などを県の方で紹介しながら、良い取組を各市町村でやっていただきたいと思っております。

**(中井委員)**

伴走型の相談支援がどういうものであると良いのかというところがしっかりとないと、色々と研修を企画されているようですが、何が効果的な支援プランなのか、どのような研修が必要なのが見えてこないと思います。

一般的に伴走型と言いますと、ずっとその人と一緒に走るということですね。伴走ということは。国としても子どもが生まれてからも日常的に利用できる子育て支援センターや子育て支援拠点などに、妊娠8か月の時の面談の実施を積極的に委託するようにと国の方は打ち出しております。

なかなか急な施策ということもあり、しかも、令和4年度に遡って実施するというのもあって、市町村ではかなり突貫的にこの事業が進められようとしています。急なことなので、一旦はもう本当にどこもお金を配る。せいぜいアンケートを実施する。

そのアンケートの中に必要だという回答があるところに電話をするぐらいなところでしか、今年度は難しいのではないかと思います。私はそれは、伴走型子育て支援にはならないと思っていて、質問の方でもあげさせていただいた、母子保健と子育て支援の壁をどう取り除くかというところがこの事業の肝だと思います。

基本的には妊娠届は保健センターの方に出されるので、保健センターがキーにはなるとは思いますが、妊娠中に生まれた後に行ける場所に促していけるような、生まれた後には保健センターだと点の支援しかできないですよね。保健師さんが定期的に訪問したりとか、電話をしたりすることは、あまりにも保健センターは忙しすぎる。

そういう中で、どうしても指導型の子育て支援になってしまうので、さっきのヤングケアラーの問題と一緒に、指導してくる人には相談ができないんです。自分ができていないことを言ったら怒られるから。

そうではなくて、できないことを一緒にどうしたらできるようになるだろうねって考えて行けること、必要ならば、必要なサービスに繋いでいけるような、子育て支援

で言えば利用者支援事業だと思いますが、そういったものとセットでやっていくということが大事だと思うので、保健センターさんに研修を実施されるのであれば、市の中の子育て支援センターや子育て支援拠点、利用者支援事業とどう一体的に進めていくか、利用者支援事業が立ち上がった時も本当に窓口を設けただけって市町村が多かったと思うので、後押しをするようなものを企画していただけるといいなと思っています。

是非、県としてアンケート調査とか何かを実施していただけたらすごく嬉しいです。各市町村の利用者支援事業、子育て支援センターとか子育て支援拠点の認知度や妊娠中に行ったかどうかみたいなのを測っていただけるといいなと思います。

#### (後藤会長)

ありがとうございます。

今、中井委員さんがおっしゃってくださったのは、資料1-2の3ページのところです。

基本施策8のところでございますね。国の方もできれば恒久化したいような施策と聞いておりますが、今年度、始まったばかりですので、今おっしゃってくださったような、これを使ってできることがあるのではないかという期待も高まれば、一方で、難しさということも出ていることだというように思います。何か県の方でも良いですし、市町村から御参加いただいている委員の方で、この件について御意見等があれば願いいたします。

#### (森田委員)

武豊町子育て支援課長の森田と申します。

この伴走型支援の件でちょっと嬉しい報告がありました。

私どもは、保健センターがメインでやっています。子育て支援課は伴走型支援として、その後のことを一緒になってやっていくというところで取り組んでおります。

先週の実例となりますが、お父さんが多少DV傾向があり、心配な御家庭がございました。既にお子さんが生まれた御家庭ですが、生存確認がしたいという思いが私たちの中であり、何度も何度も様々な形でアプローチをしてまいりました。電話はもちろんのことですが、訪問をし、置手紙をしたというようなこともありました。

この制度が始まるまでは、色々なアプローチをしても何も反応がない状態でした。

ところが、こういった支援のものがあるんだよっということをお伝えしたところ、お母さんの方から連絡があり、アポを取って会うことができました。また、子どもさんの様子も見ることができました。先ほどお話がありましたように、伴走型の支援、その後の支援が大事だよっていうところでも、保健センターの健診にも来てくれないような方でしたが、何度かアプローチをして、お母さんがじゃあ次はこれに行くねっというところまで進歩したというような実例があります。

本来ですと、生まれてるお子さんなので10万円を一括で支給という形かもしれま

せんが、こういったチャンスはないということで、5万円ずつという形で、2回に分けてお伝えをさせていただきました。

5万円ですが、かなり大きな効果があるなと感じています。会わせていただくと、お子さんがちゃんと成長していることも分かりますので、それまではこちらが要らん心配と言いますか、大丈夫かな、怪我をしてないかなということもありましたが、そのほかに保健センターで毎週水曜日に育児相談やってることだとか、支援センターにも1回行ってみるといいよっていうようなこともお話をすることができました。この制度は、まだ始まったばかりですので、バタバタしているところではありますが、とてもうれしいお知らせがあったと感じております。以上です。

#### (後藤会長)

良い事例のお話をしていただき、ありがとうございました。

県内の保健師さん、福祉の現場、或いはNPOで子育てに関わってる方等で、心ある方がたくさんいて、伴走型支援をやりたいと思うけれども、今までできないと思われている方々もいらっしゃいます。そのような中で、この給付金を使って一歩進むためのツールになり得るのかなと思います。皆様で良い事例を共有できたらと思います。

いかがでしょうか。他に何かお話いただけることとか、御質問でも結構です。

いかがでございましょうか。

議事の間見直しについて話し合うために予定した時間も残り少なくなってまいりました。今日、御説明いただきました最終見直し案につきましては、御了承いただけるということでよろしかったでしょうか。

もし皆様から、この案で御了承いただければ、先ほど3月末に発表していくというお話もありました。そのような事務手続きに入ることを了承したいと思います。いかがでしょうか。

よろしかったでしょうか。

もし、御了承いただいた上で、さらに今後こうしてほしいというような御意見がありましたら、後の残りの時間のところで御発言いただければと思います。

再度確認しますが、この中間見直し案については、御了承いただいたということでよろしかったでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方で事務を進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

#### (児童家庭課 吉田課長)

児童家庭課長の吉田と申します。

報告事項ということでお時間をいただきまして、資料の3となります。

社会的養護下にある子どもの権利擁護、こちらについて御説明を申し上げます。

令和4年6月に児童福祉法が改正をされましたが、今回、御説明させていただきます。

すのは、児童養護施設、或いは里親も含めてですが、いわゆる社会的養護下にある子どもの権利擁護に関して、改正内容につきまして、主に3点、御説明をさせていただきます。

この改正内容の施行は、およそ1年後の令和6年4月になります。

まず、資料の左側の(1)子どもの権利擁護の環境整備でございます。都道府県の業務として義務づけされるものでございまして、真ん中のゴシックの辺りですが、児童の意見又は意向に関してです。児童の意見又は意向というのは、児童養護施設などに入所しているお子さんたちが、例えば、家に帰りたい、或いは帰りたくないという意見もあるかもしれない。

また、施設における様々な生活上のルールに対して、子どもたちからの意見又は意向に関して、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにする仕組みを都道府県に設けるということが1点目の改正内容でございます。

(2)意見聴取等の措置ですが、現状も児童相談所等で行っているところでございますが、都道府県知事等は児童入所の措置を執る場合、或いはその入所措置を解除する場合、あらかじめ、その年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じて、児童相談所の方でしっかり意見を聞いて、その意見を踏まえて措置を執ることで、これは、既に行っていることとなりますが、今回、改正児童福祉法の中に、改めて明記されることとなりました。

それから、3点目でございますが、意見表明等支援、いわゆるアドボケイトと言われるものです。このアドボケイトというのは、簡単に申し上げますと、お子さんたちというのは自分の意見を大人に伝えるということが、発達の兼ね合いもありまして、簡単ではありません。難しいお子さんも当然いると思います。

そういったお子さんの考えや思いをしっかりと傾聴したうえで、例えば児童相談所であるとか、関係機関への伝え方を一緒に考えたり、或いは子どもの同意を得て、代わりに伝えるというような役割を担うものでございます。これは、児童相談所から独立した第三者的な役割を果たすものになるかと思いますが、そういったことも都道府県の努力義務という形で、今回の改正児童福祉法に盛り込まれております。

こういった改正法に対応していくため、資料の右側2のところですが、本年度、この改正法施行に向けて、専門的見地からの御意見をお伺いするため、学識経験者、弁護士、或いは施設、里親等の関係者をお願いをいたしまして、愛知県社会的養護下にある子どもの権利擁護に関する検討会を7月に設置し、これまで3回開催をしてまいりました。

この中では、先ほどの子どもへの意見の聞き方であるとか、子どもからの意見に関する調査審議の進め方であったり、或いはその調査審議の結果、それを子どもさんにどういうふうに伝えていくのかなどについて、現在、議論を進めているところでございます。

令和5年度も引き続き、この検討会での議論を深めてまいりますとともに、法施行



まで残り1年ということになりますので、資料を1枚おめくりをいただきまして、国の事業の資料となりますが、国の方で、現在、子どもの権利擁護体制強化事業というモデル事業を各都道府県、或いは市も含めて実施する事業がございますので、来年度は愛知県ではモデル事業という位置付けではございますが、先ほど申し上げました改正法に盛り込まれている調査審議機関を模擬的に設置、開催をしていったり、或いは子どもからの意見に関して調査員を配置すること、また、児童相談所から独立した第三者の意見表明支援員を県の一時保護所2箇所に派遣をして、実施していこうと考えております。

この資料の真ん中の図になっているところで、子どもの権利擁護電話相談とありますが、愛知県の場合は電話相談という形ではなく、入所してる子どもたちがいつでも、その子どものタイミングで、色々な意見を紙に書けるミニレターを活用して、様々な意見を集め、子どもさんの意向を踏まえながら、調査審議、それからアドボケイトが必要であれば、しっかりと子どもさんの声を聞きに行って、代弁をするということも含めて、来年度1年かけて、運用上の課題を抽出いたしまして、対応を検討しながら令和6年4月の法施行に向けて、着実に準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

今、御報告いただいたことではありますが、これにつきまして、皆様の方から何か御意見や御質問、御確認したいことがございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。

それでは、中井委員お願いします。

**(中井委員)**

確認となりますが、(2)のアドボケイトの設置の努力義務のところは、愛知県としては相談員を一時保護所に派遣するという事で設置するという事になりますか。

**(児童家庭課 吉田課長)**

相談員と言いますか、いわゆるアドボケイトの役割を果たす、児童相談所とは少し離れた第三者の方をまずは配置をして、県内2か所の一時保護所に出向いて、子どもの話を、もちろん子どもの希望に応じてですが、聞いてということを経験をまずは来年1年やっていこうと思っております。

**(中井委員)**

それがモデル事業とおっしゃったものですね。

**(児童家庭課 吉田課長)**

はい。

(中井委員)

その方はどういう方となりますか。

(児童家庭課 吉田課長)

来年度は、子どもさんの年齢は様々ですが、ある程度話しやすいお兄さん、お姉さんみたいな年齢層ということで、例えば、福祉系或いは心理系の大学、大学院に通う学生さんに、しっかり研修を受けていただいて、やらせていただくかなと考えております。今、大学とも調整を進めているところでございます。

(中井委員)

その方たちは、何名ぐらいとなりますか。常駐されるのですか。派遣されるという言い方をされたので、どこか別のところにいらっしゃるのですか。

(児童家庭課 吉田課長)

まだ決定ではありませんが、月2回ぐらい、それぞれ1人ずつを考えておきまして、児童家庭課に配置をする調査員と合わせて、最低でも2人1組という形でやらせていただこうと思っております。

ただ、まずは信頼関係を構築すること。子どもさんと話し合うのではなく、まず、一緒に遊ぼうみたいな感じから始まっていく形になると思います。これが来年度、どのような1年の展開を見せるということは、なかなか悩ましいですが、逆に楽しみでもあると思っております。

(中井委員)

そうですね。男女を揃える予定でしょうか。

(児童家庭課 吉田課長)

言いにくいこともありますので、男女を揃えたいと思っておりますが、これも今調整中でございます。

(中井委員)

是非、男女両方ともいるといいなと思いますのでよろしくお願いします。

(後藤会長)

ありがとうございます。

他にどうぞ。

### (中屋委員)

まだ1年、色々協議しながら、具体的な中身詰めていくってところだと思います。

施設の中では、相談窓口体制ということで、それぞれの立場の職員がいらっしやいます。その関係が大変重要だと思っていて、施設の中で、或いは里親さん、家庭の中で何でも言い合える関係性を築くこと、もしその中で困ったことがあったら、どういうステップを踏みながら、修正されたりしていくのかということを中心にモニターしてもらえそうな、第三者からモニターしてもらえそうな仕組みが重要だと考えております。

その中で、子どもたちに落とし込んでいくという仕組みがないと、施設の中だけで、相談体制の中だけで行おうとすると、どうしても職員が職員の味方をしているみたいな見られ方をされてしまいます。

最初から外部において、ミニレターみたいな形でやるっていうやり方ももちろんありますが、内部から外部へ情報共有しながら進めていく体制が最も効果的なやり方かなと思っておりますので、一つのやり方として入れ込みながら、今後、協議を進めていただけたらと思っております。

### (児童家庭課 吉田課長)

ありがとうございます。おっしゃるとおり、子どもさんの意見は千差万別であり、レベルも含めて、種々様々だと思います。

全てが外部、第三者という内容ではなくて、施設の中で解決できる、施設の中で言える力をつけてあげるということも必要だと考えております。これは本当に、中屋委員を始め、日々、御努力、御尽力いただいているところかと思っております。

アドボケイトということも、子どもが意見を言う時は、常にこの第三者に意見を言っているということは逆に奇異な感じも受けますので、その辺は施設さん、或いは里親さんの御意見をいただきながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

### (後藤会長)

ありがとうございます。他に何か御指摘いただくことはございますか。

今仰ってくださったように、やはり内部での実態を踏まえて進めていくということは大事なことだと思います。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。何かございますか。

### (山本委員)

色々聞かせていただきました。私、愛知県女性中央相談会の役員やらせていただいております。そのほかに、NPO法人を持っております。全国家庭教育支援センターというNPOでございます。

私も今、子どもをきちっとしないとこの国が崩壊するなんて、危機感を持っており

まして、その子どもをきちっと育てる施策っていうのは、子どもだけを一生懸命やっても、親から変えていかないと駄目だなんて思います。

私が、中央で手を挙げて、全国には心配しておられる方が大勢いらっしゃいますので、一緒にスクラム組んでやりましょうっていうことを発言しましたら、大勢の方が全国から集まってくれました。まず、親の問題からやっていかなければ、解決できないのではないかなって思っておりますが、なかなか行政では親のことはやりにくいって思っています。ですから、まず、私たち、ほとんど女性メンバーで立ち上げまして、今年9月に全国大会を岡崎でやらせていただく予定です。

今日、御意見を伺っていて、本当に思いました。やはり、親の教育機関を何とか構築していかないと。

私は月に1回、助産院に行っております。

赤ちゃんが生まれたばかりのお母さん、今から出産するお母さんが段々増えてきておりますが、本当にこんなことを知らないのかっていうこと、御存知ないことが多くなっています。抱っこをしていて、この子がいるから何にもできない。

抱っこしてて、下に置くことができない。どうして下に置けないのと聞きますと、下に置いたら目を覚ましちゃうとおっしゃいます。だからといって、起きている時も、寝ている時もずっと抱っこじゃ大変なんですよね。

そういう方がすごく多い。もうこの子で、次の子は産まない。1人でこんなに大変なのだったら、もう産まないっておっしゃいます。

私が1時間話しているうち、そうすればいいのね、もう1人産もうかなって。

そんなふうにしては駄目よ。こういうふうにすれば良いのよっていうことを直に話します。そういう、アドバイザーとなる人も今作っています。

子育てって本当に大変なんです。大変なんですけど、上手に育てるコツっていうのがあるわけですね。

地域社会が崩壊しましたよね。隣の人は何をしてるか、ここの子どもがちょっと具合悪いとか、お母さんが具合悪いとかってことをみんな知っていた。でも、それが今ないわけです。

その役割をどのように果たすのかということは今みんな考えていかないと、この国は良くなるいなって思いました、そういうのを立ち上げました。立ち上げて、親の教育を一生懸命取り組んでいます。

ヤングケアラーもネグレクト。そういう部分もあると思います。

でも、ヤングケアラーも救わなきゃいけないけど、予備軍となっているお母さんたちの認識をちょっと変えるっていうことにも取り組んでいったらいいんじゃないかなと思いました。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。

事務局からご報告いただきました社会的養護下にある子どもの権利擁護について

のご意見ありがとうございました。中屋委員や中井委員がおっしゃってくださったように、大事なことですが、少しずつ進め、着実に取り組んでいこうということであります。

それ以外にも多分皆さん、御意見があると思います。少し時間が残っておりますので、今日全体を通しての御意見ということで結構でございます。

それぞれ個別のところには特段に付け加える意見はなかったけれども、全般的にこういうことを少しお話ししたいということがありましたら、皆様の方から挙手いただいて、お話いただければと思います。

いかがでしょうか。

#### (北村委員)

度々、申し訳ありません。

支援について、もう一つ大きな問題は、大人の発達障害や子どもの発達障害があるんですね。だから、行政の資料を読んだりとか、行政のことを理解ができないとか、コミュニケーションできない人たちが多々います。

今、発達障害の子達が8人に1人とか言われている状態の中で、そこまでのケアができるのかって話なんですよね。

申請型じゃなくて、訪問型にすべきじゃないかっていうところに福祉の制度を持っていかないと、こういうことは減っていかないんだろうなあと思っています。

是非、訪問型の福祉の方を少しやっていただけるとありがたいなと思います。申請型ではなくて、訪問型。

だから、学校教育の方も、家庭訪問の復活みたいなところをしっかりとってもらって、家庭環境をチェックしていただきたい。入口だけでやってる家庭訪問が増えてきたという話も聞きましたけれど、やはり家庭環境をしっかりと見るっていうことを学校の先生にしてもらって、ソーシャルワーカーに繋げるってところの構築が早くできると、問題が減るんじゃないかなと思っています。以上です。

#### (後藤会長)

わかりました。

他に御意見、御指摘等はございますか。

では、赤田委員お願いいたします。

#### (赤田委員)

愛知県小中学校長会の赤田です。私は今、中学校の方に勤めております。

それで、今、色々な方が配置されていたりとか、それから、色々な良い仕組みがあるということは、私は教育委員会に出させていただいたりして、自治体ごとに色々なものがあるんだなっていうことを知りました。

一つずつの学校を見ると、それが分からないために先生たちは家庭訪問に行ったり、

保護者から色々な悩みを聞いたり、子どもから話を聞いたりして、何とかしてあげたいという思いはすごくあるんですが、どこに繋いで良いかが分からない。誰がいるのかが分からない。

自治体によっては、学校教育課に連絡をすると、繋いでいただいたりとか、これは子育て支援課だよって言うふうに言ったり、社会福祉協議会だよって言うのを教えていただきました。どうしても繋いでいくうちに、誰と話をしているのか、話をして終わったらまた次の方と話をする。その間に、どんどん時間が経ってしまうことが大変多かったなっていうのを感じています。

うまくいったところは、やはりスペシャリストがいて、地域の方もある程度わかっている、だったらこの人がいいよ、ここがいいよって言って、本当に中に入り込んでくれる方がいたところは、すごく早く進みましたので、やはりコーディネーター役の方がいることがすごくありがたいなって思いました。

誰もが子どもを良くしたいと思っていることは一緒だと思いますので、是非、これだけの良い仕組みがあったら、どの自治体にもどこに繋いだらいいよって教えることができるような、そんな方がいると進むなっていうことを感じました。以上です。

#### (後藤会長)

とても大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。  
では、中井委員お願ひします。

#### (中井委員)

福祉の申請式だから繋がらないっていうことを、もう少しどうにかした方がいいんじゃないかという御意見がありました。別のことで、千葉県だったかが、男性の育休取得率を上げるために、育休を取らない人はその理由を教えてくださいっていう質問に変えたところ、一気に取得率が上がったという事例がありました。

千葉県のどこの市の自治体だったか記憶が曖昧で申し訳ないんですけども、そういう事例があったんですね。

聞いたときに良いなと思ったのは、取るのが前提になっていて、取らない方に理由が必要だということです。普通は、育休も福祉の申請も取るために理由が必要になってきますが、そうではなくて、使わない理由を教えてくださいみたいなアプローチの仕方がもっと色々な申請業務の中で使えないかなって思っています。今回の子育て交付金とかも、すごく実利があるから、先ほど武豊町の方がおっしゃっていたように、今まで支援に繋がらなかった人が支援に繋がるきっかけになることだと思います。

ヤングケアラーのところもそうなんです。困ってる人が最初に繋がる実利があるものと、プラス、支援を必要としない理由みたいなものが、逆申請式にしていけると良いなと思っています。

今すぐどうこうではありませんが、今後、長期的に考えていく中でヒントにしていただければと思います。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。  
貴重な御意見をいただきました。  
他にいかがでございましょうか。

**(松岡委員)**

幼稚園連盟の松岡と申します。

今回の中間見直しということで、これに関しては特に意見はないわけですが、最近、国の方で0歳からの保育所等利用要件の緩和という方向性が打ち出されている、そういう報道もありまして、おそらく今回の計画の終了までに大きく動くのではないかと思います。

量の見込みも、特に0歳から1歳、2歳児の利用ニーズは、多分違うものになってくるのかなという気がいたします。それに合わせて、次の計画に向けてということと言いますと、大幅な内容の変更が出てくると思います。そのこと自体は大変ありがたいことだと思いますので推進していただく必要があらうかと思えます。

一方、様々な委員の皆様方の御意見も出ておりますように、親子の分離を促すような施策になってしまつては、少子化対策としてもマイナスに働くだらうと思えます。そういう措置緩和等も必要である一方で、愛着形成ということもあって、親子の家庭での子育ての支援と言いますか、御意見にもありましたように、育児休業も取れば良いってことでもありませんので、取ってどのように子育てをしていくのか、そういう家庭の支援ということが重要になってくると思えます。

これから次の計画に向けてということと言うと、多様な子育て支援の充実ということが大事になってくるのではないかなと思います。是非、そういった方向で私たちも検討していかなければいけないのですが、県全体としても検討していただければと思います。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。  
多様な子育て支援ということは、本当に大事になってきていると思えます。  
いかがでございませうか。では、お願いいたします。

**(永田委員)**

愛知県小中学校PTA連絡協議会の永田と申します。

先ほど、お子さんをしっかり育てるためには、親の方の課題を解決しないと行けないという御意見がありましたけれども、私もそれは常日頃感じております。

やはり、ヤングケアラーのことでも、認知度はどんどん高くなってきてはいても、当の本人が全くそれを受け入れないというケースがすごく多いんじゃないかなと感

じます。

例えば、子どものいじめであるとか、そういうこと全てに関連することだと思えますが、親がママ友間でいじめをしているような姿を見せていて、子どものいじめがなくなるのって言ったらならないです。それと同様のことが子は親の鏡ということで、親の方の支援というの、子育て支援とはちょっと離れるかもしれないですが、子育てと同時に親育てもしていけるような仕組みがあると良いなと思います。

というのは、やはり、先ほども御意見がありましたように、地域社会が崩壊して、子育てする様を見てこれずに大人になって、子育てしている大人が今すごく増えている。それがもうスタンダードになってきているので、そういう支援も、こう優しく手を差し伸べることも大事なんですけど、親育てという視点もあるといいんじゃないかなと思いました。以上です。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

他に御意見があれば、いかがですか。

お願いいたします。

**(杉浦委員)**

愛知県地域活動連絡協議会から伺っております杉浦と申します。

私は毎回こちらで皆様の御意見を伺いながら、本当に勉強させていただいておりますが、今、一番関心があることがヤングケアラーとなります。ヤングケアラーは2年くらい前に比べますと、結構、一般の人にもこのヤングケアラーという言葉が周知されてきていて、今後、次の段階に行くのかなと感じております。

今日、説明いただいた中で、小中学生に小冊子、パンフレットを配布されたというお話がございましたが、できましたら皆さん御存知かもしれませんが、こういう場所で参考資料として、一部配布していただけたらありがたいと思っております。以上です。

**(児童家庭課 吉田課長)**

大変申し訳ありません。

御説明をさせていただきましたので、お配りすればよかったですけど、今回の会議後に皆様のお手元に届くようにさせていただきます。

なお、それが待てない方は、児童家庭課のホームページにもパンフレットが掲載してございますので、御覧いただければよろしいかと思えます。

また、実物は送付させていただきます。ありがとうございます。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。



よろしかったでしょうか。

他に御意見ございましたらということですが、大体予定しました時間になりましたので、山本先生の方から何かございましたらお願いします。

#### (山本副会長)

活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。

今回は特にヤングケアラーと子どもの権利擁護、伴走型相談支援とのことでしたけれども、共通して子どもの権利を尊重するという意識が社会的に強まってきていて、それが法律等にも表れてきているような気がいたします。

色々な支援者を派遣したりということが、これらの施策の中であるわけですが、そういう方の研修をやられるとのことでしたので、心理的な支援だけで終わらずに、御意見も出ていましたように、やはり子どもの権利とか、親の権利をどう捉えるのかという権利の尊重の視点と福祉の施策がどうなっているのかをきちっと知った上で、子どもなり、親に面談していくことがとても大事かと思います。子どもを傷つけるようなことが、面談の中であってはならないわけですので、是非、その点を重視してやっていただけたらと思います。

また、支援者を支援する人がとても求められており、本当に様々な業務が急に下りてくるみたいなどころがありますので、専任の職員の方が疲弊しないように、支援者を支援するような、スーパーバイズするような立場の方を置かれると、とても助かるかなと思います。

みんなが協力して、少しずつ分担して、だけれども連携できるというような、是非そんな施策を実施していただければと思います。よろしくお願いします。

#### (後藤会長)

福上委員、お願いいたします。

#### (福上委員)

失礼いたします。

私、こども園を経営しております福上と申します。よろしく申し上げます。保見団地でやっております。

今、聞いてますと、そうなんだと思いました。実際ですね、私の園で今先生たちが話をしたことがですね、僕の方にいつも来るんですよ。役所に行かないで、私の園で今話をずっとやってる状態なんですね。

そうすると、何ができてくるかと言うと、もう友達同士の関係となります。職員も親御さんも。

うちの方には8名の通訳を雇っていますので、その中でずっと一緒になってやっているわけですが、あれは違う、こっちは違うじゃなくて、みんな同じ状態になって話ができます。子どもが少し熱が出たとお母さんから電話があったらすぐ飛んでい

き、お母さんと子どもが良くなるまで寄り添ってずっとそこにいられるというところ  
です。

非常に連携がうまくいってるのかなあと自分で思っていますけども、この前、卒園  
式をやりましたが、お母さんがもう涙ポロポロでもっと居たいということをお話され  
ました。なんでって聞いたら、もうここが一番良いと。そうですよね、0歳児からず  
っと来ているわけですから、良いに決まっているんですけども。

果たして、この子たちが上の小学校に上がるのですが、その小学校に行ったら、や  
っぱりちょっと変わってくるんですね。こども園みたいに一对一の形でやるんじゃな  
くて、小学校というのはきちっとしないとですね。

だから、そこで、落ちていくのか上がっていくのか、そういうことがあるんですけど  
も、そういうことを、親御さんの方から私のところに職員室に来て、全部話をしても  
らいます。僕が話をするんじゃなくて、親御さんの方から来て、理事長先生こういう  
ことでちょっと良いですかということでも話をします。

だから、ちょっと私の園のことと、言われた話をずっと考えながら、話をしようか  
な、どうしようかなと思いつつ黙っておりましたが、やはり子どもが大事ですので、  
ただ言葉だけでなく、体を使ったり、色々な形で寄り添いながらやっていった方が、  
私はものすごく自分のためになるし、親も安心して預けられる。何かあったら、職員  
室、うちの園に来られるというところをこれからも続けていきたいと思えます。

そのためには、職員一同が協力していかないと難しいですが、何があっても子ども  
を守るということを思っています。だから、小学校を卒業したら必ず、この前ちょうど  
小学校の卒業式があったのですが、全員私のところに来て、園庭で写真を撮ってうわ  
ーって言いながら何かやるんですけども。

そういうことを見ると、子ども達にはブラジルだとか日本とか、そういうものない  
んだよなということを改めて思いましたので、もっともっと近づいて一緒に遊んでい  
きたいなあと思っております。

すみません。これで、よろしかったでしょうか。

#### (後藤会長)

お話ありがとうございました。

確か、福上委員さんのところには外国籍のお子様がたくさん通っていらっしやいま  
すよね。今日は外国籍のお子さんの話はあまりしませんでしたけれども、そういうお  
子様を含め、親族とか、地域社会とか、そういうものが過去と比べると崩れてきてい  
るので、親と子だけではうまくいかないような困難を抱えた家庭は、もう一つ、居場  
所というものが、その親子を含めて、受けとめてくれる場所なり、人が非常に必要に  
なっていると思えます。

それが、幼稚園や保育園、こども園である場合もあれば、学校である場合もあれば、  
地域のNPOであったり、優れたソーシャルワーカーの専門職であったりというよう  
なことだと思えます。

本日は皆様に、プラン後半2年分の見直しをお認めいただきました。皆様で共有しました様々な問題意識をそれぞれのところでも取り組んでいただきまして、また、その結果をこういった会議の場で多様な視点から、御披露いただくと少しでもお互いにより良い取り組みができるようになるのではないかと思います。ありがとうございました。

とても中身の濃い御議論、御意見、御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここからは事務局の方にお戻しいたします。よろしくお願いします。

**(子育て支援課 横井課長)**

本日はお忙しい中、長時間にわたり、御議論いただきまして、ありがとうございます。大変貴重な御意見賜りました。

我々も十分参考にさせていただいて、色々と今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。

今回、御了解いただきました中間見直し案につきましては、先ほど申し上げましたように、3月31日にホームページ公表の予定でございます。

また、来年度は2025年度からの5年間の計画期間とする次期プランの作成に向けて、県民意識調査を実施する予定でございます。

その調査に関しまして、来年度の8月及び3月に開催予定の子ども・子育て会議で議論の方をしていただく予定でございますので、御承知置きいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

**(子育て支援課 大谷課長補佐)**

皆様ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、発言された方に内容を確認いただきまして、議事録署名者お2人からの御署名の上、ホームページに掲載したいと思っております。

それでは、これもちまして、令和4年度第2回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

議事録署名人

議事録署名人